



学用品費などの補助について

(令和6年度 箕面市就学援助制度)

箕面市立小・中学校に通う児童・生徒が安心して勉強できるよう、学用品にかかる費用などの一部を補助する制度です。
なお、就学援助制度の申請は、年度ごとに申請が必要です。

案内もれを防ぐため、就学援助制度を利用されない場合も必ず「申請をしない」旨の回答をお願いします。

箕面市立小・中学校にごきょうだいがいる場合も、おひとりずつ申請有無の回答が必要です。

オンライン申請画面URL
<https://logoform.jp/f/4QhZv>

オンライン申請が難しい場合は、学校もしくは学校生活支援室 (TEL:072-724-6760) へご連絡ください。

QRコード (インターネット)



① 回答・申請方法

QRコードもしくはURLより申請画面へ進み、生徒・児童の情報を入力してください。

就学援助を申請しない場合

4月26日までにご回答ください。

Q2. 令和6年度(2024年度) 就学援助を申請されますか。 **必須**

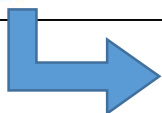
- 申請しない → 次の画面へ進む を押し、入力確認後送信してください。
 申請する

就学援助を申請する場合

年度当初からの受給を希望される場合、4月26日までの申請にご協力ください。

Q2. 令和6年度(2024年度) 就学援助を申請されますか。 **必須**

- 申請しない → 次の画面へ進む を押し、入力確認後送信してください。
 申請する



次ページ以降の内容をよく読み、引き続き入力してください。

② 対象となるかた

箕面市立小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で、以下のいずれかに該当するかた

(1) 令和5年中の世帯所得が認定基準額以下である ※¹

(2) 児童扶養手当を受給している ※²

(3) 地震等で住んでいる家が被災し、家計が悪化した

(4) 失業等により、令和6年に入って予期せず家計が急変した ※³

※¹ 認定基準額は、生活保護基準額の1.2倍です。目安の額を記載しています。

※² 児童手当とは異なりますのでご注意ください。







※³ (1)～(3)に該当しないかたが対象です。原則、令和7年1月以降の申請受付となります。

| 世帯人数 | 家族構成など | | 認定基準額の目安 | |
|------|---------------------------|-------|------------|------------|
| | | | 給食費の援助 | 給食費以外の援助 |
| 2人 | 母 小学生 | 持家のかた | 1,545,218円 | 1,854,262円 |
| | | 賃貸のかた | 2,109,218円 | 2,531,062円 |
| 3人 | 父・母 小学生 | 持家のかた | 1,933,088円 | 2,319,706円 |
| | | 賃貸のかた | 2,545,088円 | 3,054,106円 |
| 4人 | 父・母 中学生 小学生 | 持家のかた | 2,432,956円 | 2,919,547円 |
| | | 賃貸のかた | 3,044,956円 | 3,653,947円 |
| 5人 | 父・母 中学生 小学生 未就学児 | 持家のかた | 2,663,058円 | 3,195,670円 |
| | | 賃貸のかた | 3,275,058円 | 3,930,070円 |

※上の表は認定基準額の目安であり、家族の年齢や家賃の額により異なります。

※審査は、令和5年中（令和5年1月～12月）の世帯所得で行います。

③ 補助される費用（就学援助費）

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|
|  |  |  |  |  |  |
| 入学準備金 | 学用品費 | 修学旅行費 校外活動費 | 学校病 治療費 | オンライン 学習通信費 | 学校給食費 |

※補助される金額は学年により異なります。詳細は認定者に別途お知らせします。

（本市ウェブサイトにも掲載しています）

④ 申請に必要な確認書類

| 対象となるかた | 必要確認書類 |
|--------------------------------------|---|
| 令和6年(2024年) 1月2日以降に 他市から転入したかた | ・ 令和5年中の所得を証明する書類 (令和5年分源泉徴収票、確定申告書控え、令和6年度課税証明書など。いずれもコピー可) |
| ②の(3)に 該当するかた | ・ 罹災証明書等 |
| ②の(4)に 該当するかた | ・ 令和6年中の所得を証明する書類 (源泉徴収票、確定申告書控えなど。いずれもコピー可) ・ 家計が急変した月が分かる書類 (退職証明書、廃業届、雇用保険受給資格者証、毎月の給与明細など。いずれもコピー可) ※令和6年中の所得が確定した後、教育委員会にご申請 ください。家計が急変した月まで遡って給付します。 |

家計急変による申請の特例措置について

今年の世帯の見込み所得が認定基準額以下であれば、今年の所得が確定する前に申請いただくことができます。申請方法など詳細については、学校生活支援室(TEL:072-724-6760)にお問い合わせください。

なお、この特例措置により認定された場合、今年の所得額が確定した時点で再審査を行い、**確定後の所得額が認定基準額を超えた場合は、給付済みの就学援助費についてご返金いただく必要があります**のでご注意ください。



所得の申告がまだのかたは申請前に所得の申告をしてください。

市・府民税申告先：箕面市市民税室(市役所別館1階 TEL:072-724-6710)

⑤ 申請期限と認定日

| 申請期限 | 認定日 |
|------------------------|---|
| 5月31日まで | 4月から認定 (4月以降の転入者は転入翌月から認定) |
| 6月1日以降 (令和7年3月1日まで) | 申請月の翌月から認定 (その月の1日に申請があった場合は申請月から認定) |

※②の(3)(4)による申請は、令和7年3月31日が申請期限です。

※②の(3)による認定は、4月まで遡って認定されます。

※②の(4)による認定は、家計が急変した月まで遡って認定されます。

- ・ 7月頃に、学校を通じて結果をお知らせします。
- ・ 認定された場合、7月以降、指定の口座に就学援助費を振り込みます。

問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室

住所：〒562-0003

箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 別館3階34番窓口

電話：072-724-6760（直通）